

平成28年第1回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年2月12日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査の報告（平成27年11月分、12月分）
- 第 4 町長の招集あいさつ
 - 議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 議案第1号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第2号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第3号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第4号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第5号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第8号
- 第 12 議案第6号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号
- 第 13 議案第7号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号
- 第 14 議案第8号 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	齊藤敦子君	農業委員会 事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	池田茂基	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回美郷町議会臨時会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、鈴木 良勝君、3番、伊藤 福章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査平成27年11月分、12月分の結果報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

○町長（松田 知己君） おはようございます。

平成28年第1回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、政府が推進する2020東京オリンピック・パラリンピック「ホストタウン構想」についてですが、第一次登録が1月26日に公表され、秋田県関係では県と本町の共同申請1件が登録された旨、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部から連絡がありました。

これは、タイ国との交流計画が認められたもので、今後は県と連携を図り、スポーツ交流はもとより、文化交流や経済交流についても計画を具体化させ、事業を推進してまいります。

次に提出いたしました議案の概要について、ご説明いたします。

承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令の公布に伴い専決処分した美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について報告し、承認を求めるものです。

承認第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、秋田市の児童が美郷町立認定こども園を使用することにつき、専決処分により美郷町と秋田市が協議したことについて報告し、承認を求めるものです。

議案第1号「美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について」ですが、議会議員の期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第2号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び議案第3号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」ですが、町長、副町長及び教育長の給料及び期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第4号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当等に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第5号「平成27年度美郷町一般会計補正予算第8号」についてですが、国の「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」の平成27年度補正に伴う歳入歳出予算の追加及び道路等の除排雪に要する経費の増額等による歳出予算の増額並びに議案第1号から議案第4号で提案い

たします。議会議員、町長、副町長、教育長及び一般職の職員の給与改定等に伴う人件費の調整について、お諮りするものです。

議案第6号「平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号」、議案第7号「平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号」及び議案第8号「平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号」についてですが、議案第4号で提案いたします一般職の職員の給与改定等に伴う人件費の調整について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（藤田 信晴君） 承認第1号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する専決処分についてご説明いたします。議案2ページ、専決処分書をお願いいたします。

専決第11号は、地方税法等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日公布されたことに伴い、ただちに町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、ご承認をお願いするものでございます。改正条文は3ページ、美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表にてご説明いたします。議案資料集1ページをお願いいたします。

前段の第50条第2項第2号を第3号とする規定は、町民税の減免申請書に個人番号の記載を不要なものとする規定に改めるものでございます。後段の第131条の3第2項第1号を改正する規定は、特別土地保有税の減免申請書に個人番号の記載を不要なものとする規定に改めるものでございます。改正内容については以上でございます。議案3ページをお願いいたします。施行期日につきましては、附則において公布の日からと規定してございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（高橋 潔君） 承認第2号についてご説明いたします。公の施設を秋田市が保育を実施する児童に使用させることについてですが、次の6ページをお願いいたします。秋田市在住の方が保護者のご事情により子供を保育することが困難となり、保護者の出身地である当町の父母が保育することになりました。ただし、ご両親とも労働していることから、日中子どもをこども園に預けたいとのことでした。保育の必要性などを保護者並びに秋田市と協議した結果、こども園に入園させることにいたしました。1月15日に専決処分したので、ご承認を得ようとするものでございます。7ページの秋田市との協議の内容についてですが、使用する公の施設は仙南すこやか園でございます。使用方法、利用者負担、費用について定め、協定の期間は平成28年1月18日から3月31日まででございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第1号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第1号についてご説明いたします。提案理由ですが、平成27年度の人事院勧告並びに秋田県人事委員会の勧告に倣うとともに、県及び県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当を12月にさかのぼり支給率を改定するとともに、28年度以降の6月、12月の支給率を平準化するというものでございます。内容でございますけれども、改正条文は10ページですが、議案資料集2ページに期末手当の支給割合を計算した表がございます。そちらのほうをご覧ください。現行の12月支給日の支給率100分の147.5を0.05ヵ月引き上げし、平成27年12月にさかのぼり、100分の152.5とするものでございます。平成28年4月以降については、支給率の平準化を図るため、6月支給率を100分の145に、12月の支給率を100分の150とするものでございます。なお、新旧対照表は3ページとなっております。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第2号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第2号についてご説明いたします。提案理由ですが、議案第1号同様に平成27年度人事院勧告並びに秋田県人事委員会の勧告に倣うとともに、県及び県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当を12月にさかのぼり支給率を改定するとともに、28年度以降の支給率を平準化するというものでございます。また、特別職の給与については、今年度から始まっている地方交付税の漸減等を鑑みますと、従前同様の措置を継続することが望ましいと判断し、減額をしたく提案するものでございます。それでは改正内容ですが、改正条文は12ページ、13ページでございますが、議案資料集にて説明いたしますので議案資料集2ページの期末手当支給割合表をご覧ください。期末手当の改正内容は議案第1号と同様で、平成27年12月にさかのぼり0.05ヵ月の引き上げをし、平成28年4月以降については支給率の平準化を図るとするものでございます。次に、議案資料集4ページの新旧対照表をご覧ください。第2条による改正の下段であります。附則に第16項、17項を追加するもので、16項は町長に支給する給料を平成28年3月から11月までの期間、月額2万円を減額する規定であります。17項は副町長に支給する給料を同期間、1万円を減額する規定

であります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第3号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第3号についてご説明いたします。提案理由ですが、議案第2号同様に、教育長についても期末手当の支給率を改定するとともに、給料を減額したく提案するものがあります。改正内容ですが、改正条文は16ページ、17ページでございますが、議案資料集にて説明いたしますので、議案資料集2ページの期末手当の支給割合の表をご覧ください。期末手当の改正内容は議案第2号と同様となっております。次に、議案資料集6ページの新旧対照表をご覧ください。第2条による改正の下段であります。附則に第8項を追加するもので、教育長に支給する給料を平成28年3月から11月までの期間、月額9千円を減額する規定であります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第4号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第4号についてご説明いたします。提案理由ですが、10月14日に秋田県人事委員会より一般職職員の給与改定についての勧告が行われ、一般職については人事委員会の勧告に準じた改定をしたく提案するものであります。人事委員会の勧告の概要ですが、議案資料集7ページをご覧くださいと存じます。勧告のポイントとして、大きく2点に分かれています。第1点は、平成27年の給与改定で月例給及び勤勉手当の引き上げで月例給は公民格差922円、0.24%を解消するため、若年層において引き上げ、勤勉手当は県内民間の支給割合に合わせ、0.1ヵ月引き上げとするものでございます。もう1点は給与制度の総合的見直しであり、国に準じて世代間の給与配分の見直し等を実施するものでございます。給与水準を若年層については引き上げ、高齢層については引き下げを行い、平均で0.85%を引き下げるとするものでございます。また、地域手当、単身赴任手当等についての引き上げを行っております。この勧告に準じて美郷町の一般職の職員の給与に関する条例の改正を行うものでございます。それでは改正内容を説明いたし

ます。改正条文は20ページから34ページでございますが、議案資料集の8ページから11ページの新旧対照表にて説明いたします。また、7ページ的美郷町一般職の職員の給与に関する条例改正の概要も併せてご覧いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。まず、新旧対照表の8ページ、第1条による改正ですが、本年の給与改定についてであります。これは勤勉手当の平成27年12月、日を遡及し、一般職については0.1ヵ月引上げ0.775月分、一般職再任用職員については0.075ヵ月引き上げ0.4月分とする改正、及び行政職給料表を平成27年4月に遡及し改正するものでございます。改正後の給料表は、議案の20ページから25ページまでとなっております。再び新旧対照表の8ページにお戻り願ひします。下段であります。第2条による改正ですが、給与制度の総合的見直しについてであります。第9条の2 第2項ですが、地域手当を7区分にし、支給割合を最大20%に引き上げるもの、9ページ12条第2項の単身赴任手当ですが、基礎月額を3万円とし、加算額の限度額を7万円に引き上げるものでございます。地域手当及び単身赴任手当については、現在当町には該当者はおりません。次に第19条の管理職員特別勤務手当についてであります。災害等により平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6千円の範囲内で手当を支給するとするものでございます。いずれも公布の日から改正するものであります。10ページをお願いします。第25条勤勉手当については、支給率の平準化を図るため、一般職の場合年間1.45月分の支給を変えずに平成28年6月期以降0.725月分とし、再任用職員については0.375月分とするものでございます。11ページですが、行政職給料表を平成28年4月から改正するものです。改正後の給料表については議案の27ページから32ページまでとなっております。給料月額については、特例措置として給料表の額に100分の0.85を乗じた額を加算した額となっております。なお、給料額が引き下げとなる際には、職員の生活への影響を考慮し、激変を緩和するため経過措置を講じ、平成30年12月31日までの間、差額相当額を支給するとするものでございます。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第11、議案第5号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第8号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長(本間 和彦君) 議案第5号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第8号についてご説明いたします。今回の補正の内容でございますが、4583万1千円を追加するものでございます。はじめに、歳入につきましてご説明いたします。44ページ、45ページをお願いいたします。9款1項1目 地方交付税でございますが、今回の補正財源として、普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長(高橋 久也君) 13款1項1目1節 社会福祉費負担金ですが、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の事務費にかかる国負担分であります。

○総務課長(高橋 薫君) 次のページ、歳出ですが、はじめに各款項目の2節、3節、4節の人件費について一括して説明いたします。今回の人件費の補正は、議案第1号から議案第4号までの議会議員、特別職職員の給与改定による増額及び退職者共済費追加負担分の確定による増減、支給対象者の変動による調整が主なものでございます。一般会計全体で469万4千円の増額です。人件費の概要につきましては、64ページからの給与明細書に記載してございますのでご覧願います。まず特別職ですが、内訳として2節の給料が3万9千円の減額、3節の期末手当が38万円、4節の共済費が2万5千円それぞれ増額となっております。65ページの一般職ですが、2節の給料が204万7千円、3節の職員手当が909万6千円の増額、4節の共済費が681万5千円の減額となっております。人件費の概要は以上でございますので、以降の款項目の人件費の説明は省略させていただきます。それでは、人件費以外の歳出について順次説明してまいります。

- 税務課長（藤田 信晴君）** 48ページ、49ページをお願いいたします。2款総務費2項町税費1目税務総務費3節職員手当の時間外勤務手当ですが、確定申告期間の職員時間外勤務手当に不足が生じる見込みのため、補正をお願いするものでございます。
- 福祉保健課長（高橋 久也君）** 1枚めくっていただきまして、50ページ、51ページをご覧ください。3款1項1目社会福祉費の11節、12節、13節でございますが、歳入でも申し上げましたが、構造改革によります賃上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者や年金生活者に対しまして、給付金を支給することとなりました。4月からの申請のため、早急に準備に取り掛かる必要がございますので、申請書の印刷代、郵便料金、電算入力の人件費を計上しております。以上でございます。
- 商工観光交流課長（高橋 一久君）** 2枚めくっていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。中段の6款1項6目農業振興施設管理費、18節備品購入費でございますが、道の駅のソフトクリームフリーザーに不具合が発生し修理不能と判断されたため、このままではお客様へのサービス低下や経営に影響が出るため、早急に対応させていただきたく予算をお願いするものでございます。以上です。
- 建設課長（小林 宏和君）** 次のページ、56～57ページをお願いいたします。8款1項1目土木総務費の13節は河川浚渫部の土壌調査実施に要する検査委託料でございます。下の欄でございますが、8款2項2目道路維持費につきましては、除雪経費に関する補正でございます。当初は一斉出動の回数を25回程度とした予算編成でございましたが、今日現在で20回の出動となっております。今後、3日に1回、14日の出動を想定し、万全を期したく補正するものでございます。3節は、除雪センター職員6名分の時間外手当、7節は除雪運転手21名分の賃料、11節の消耗品費はタイヤチェーン、カッティングエッジ等の摩耗損傷に対する補充経費でございます。修繕料は、老朽化した除雪機械の修繕料、13節は今後の除雪回数を見込んだ委託料の補正でございます。14節は公共施設等の排雪作業に伴い、車両借り上げ料の不足が見込まれ、補正するものでございます。次の58、59ページをお願いいたします。最上段、18節車両購入費は、秋田県からのモーターグレーダ4メートル級の払い下げを受けたことによる購入費を補正するものでございます。以上でございます。
- 教育総務課長（高橋 潔君）** 60～61ページをお願いいたします。中段より下、10款3項2目19節、中学校生徒派遣費等補助金でございますが、全国中学校スキー大会出場と3月25日から静岡県で開催される全日本少年春季軟式野球大会に、大仙市仙北市美郷町の中学生からなる大曲仙北クラブが出場することになりました。美郷中学校から3名の選手が選抜されたことにより、選手派遣費の追加をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（煙山 光成君） 続きまして、62ページ、63ページをお願いいたします。4項1目社会教育総務費9節ですけれども、業務遂行に必要な旅費に不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。4目社会教育施設費ですが、北ふれあい館敷地の樹木の枝が県道の歩道側に張り出していることから、その枝打ち等を実施するための経費をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間 和彦君） 14款1項1目予備費でございますが、温泉施設や学校給食センターなどの町有施設の設備の不具合等への対応や昨年7月の大雨、10月の強風による災害への対応など、先月末現在で42件、1741万4千円を予備費充当してございます。今後の町有施設設備の不具合への迅速な対応や、予期せぬ予算外の支出等に対応するため、増額計上するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番 武藤 威君。

○8番（武藤 威君） 56、57ページの8款1項の検査委託料ですけれど、どのような検査をするのですか。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林 宏和君） お答えいたします。これは県の河川の浚渫を今現在行ってございまして、今後町有地に置き場を求めるわけですが、先般、地域の方々から土壌の土質に不安があるということもございまして、安心していただくためにも、分析しながら今後説明会等を開催しながら置き場の模索をしていきたいということを考えてございます。

○議長（高橋 猛君） 武藤 威君。

○8番（武藤 威君） 例えばどのような検査をするか、それを聞きたいのですけれど。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（小林 宏和君） お答えいたします。これにつきましては、土壌の汚染状況を検査する規定がございます。全部で24項目ありますが、そのうち汚染状況を調べるのは10項目、1回あたり5万円くらいの検査手数料となっております。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成27年度美郷町一般会計補正予算第8号は原案のとおり決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第6号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林 宏和君） 議案第6号 簡易水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。今回の補正内容は、歳出予算の組み替えでございます。72、73ページをお願いいたします。歳出1款1項1目2節 給料、3節 時間外勤務手当は職員の給与改定等に伴うもので、3節の期末手当は人事異動に伴う減額でございます。簡易水道特別会計は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第5号は原案のとおり決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第7号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林 宏和君） 議案第7号 下水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。今回の補正内容は、歳出予算の組み替えでございます。80、81ページをお願いいたします。歳出1款1項1目2節ならびに3節は職員の給与改定等に伴う補正で、4節共済費は精算見込みによる減額でございます。下水道特別会計は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第8号 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(小林 宏和君) 議案第8号 農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。今回の補正内容は、歳出予算の組み替えでございます。88、89ページをお願いいたします。歳出1款1項1目2節、3節の時間外勤務手当、4節は職員の給与改定に伴う補正でございます。3節の期末手当は、精算見込みによる減額でございます。農業集落排水事業特別会計は以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成27年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前10時45分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成28年2月12日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 鈴 木 良 勝

署 名 議 員 伊 藤 福 章